

秋自協第48号
令和8年3月27日

新潟市長 中原 八一 様

秋葉区自治協議会
会長 渡邊 彩

秋葉区における児童館設置（指定管理者制度の導入）について（回答）

令和8年2月27日付新秋健第4331号にて意見聴取のありました標記のことについて、慎重に協議した結果、下記の通り回答いたします。

記

1. 本件における指定管理者制度の導入については、適当と認める。ただし、導入にあたっては、施設の設置目的及び機能を十分に理解し、児童と地域住民の安全性と利便性を最優先に確保することを強く求める。
2. 今後の運営にあたり、以下の事項を遵守されたい。
 - ・対象となる児童の年齢の明記と周知
利用者となる児童及びその保護者が円滑に利用できるように対象児童の年齢を明記し、周知すること。
 - ・健診時における児童館機能の確保
母子保健・成人の健診がある際にサービスの提供が困難となる場合は、代替となる場所を確保し、児童館の機能を保持すること。
 - ・多様な児童を想定した配慮
不登校の児童、神経発達症等の児童の利用を想定し、利用時間、サービスについて児童の利用実態に合わせて柔軟に改善し合理的配慮のある環境を提供すること。
 - ・地域住民、利用団体との連携強化
地域の住民、利用団体と積極的に協力し、多世代交流・地域コミュニティの核としての機能を強化すること。
 - ・非常時における対応と環境の整備
児童が体調不良になる可能性を想定し、休息の場所を確保すること。

以上